

現 行	改 正 後
<p>1 - 5 検査との連携</p> <p>金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>（検査着手前）</p> <p>(1) 検査着手にあたって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局銀行担当課）は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等（注）についての説明を行うものとする。</p> <p>（注）地域銀行については、以下の事項についての説明を行うものとする。</p> <p> 前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き （他行との提携、増資、経営陣の交替等）</p> <p> 直近決算の分析結果</p> <p> リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</p> <p> 業務再構築ヒアリング、トップ面談の結果</p> <p> 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</p> <p> 監督部局として検査で重視すべきと考える点</p>	<p>1 - 5 検査との連携</p> <p>金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>（検査着手前）</p> <p>(1) 検査着手にあたって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局銀行担当課）は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等（注）についての説明を行うものとする。</p> <p><u>（注1）合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を行うものとする。</u></p> <p>（注2）地域銀行については、以下の事項についての説明を行うものとする。</p> <p> 前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き （他行との連携、増資、経営陣の交替等）</p> <p> 直近決算の分析結果</p> <p> リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</p> <p> 業務再構築ヒアリング、トップ面談の結果</p> <p> 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</p> <p> 監督部局として検査で重視すべきと考える点</p>

現 行	改 正 後
<p>その他</p> <p>(検査結果通知後)</p> <p>(2) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき求めるものとする（別紙ひな型参照）。（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>なお、検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の改善策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策（注）についても、あわせて報告を求めるものとする。</p> <p>（注）例えば、信用リスクの場合には、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用等。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上記(2)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリング</p>	<p>その他</p> <p>(検査結果通知後)</p> <p>(2) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき求めるものとする（別紙ひな型参照）。（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>なお、検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、その改善策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策（注）についても、あわせて報告を求めるものとする。</p> <p>（注）例えば、信用リスクの場合には、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構築のに向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用等。</p> <p><u>また、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）等。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上記(2)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行</p>

現 行	改 正 後
<p>を行うものとする。ヒアリングにあたっては、検査部局とも密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者（注）の出席を原則として確保するものとする。</p> <p>（注）財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 - 7 認可・承認等に当たっての手続き等について</p> <p>（新設）</p>	<p>うものとする。ヒアリングにあたっては、検査部局とも密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等（注）の出席を原則として確保するものとする。</p> <p>（注）財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。</p> <p><u>また、特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している金融機関に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあつては、検査局・財務局いずれの検査においても当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>1 - 7 認可・承認等に当たっての手続き等について</p> <p>1 - 7 - 5 <u>合併等</u></p> <p><u>(1) 銀行が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケジュール（「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」（平成14年法律第190号）（以下「組織再編成法」という。）における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にはシステム統合に向けたスケジュール等を含む）及びその進捗状況について、必要に応じ、法第24条に基づく報告等により把握を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 合併等の認可（予備審査を含む）申請に係る事情の調査にあたって</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>1 - 7 - 5</u> 銀行主要株主</p> <p>(略)</p> <p>4 . 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>4 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>4 - 5 - 1 (略)</p> <p>4 - 5 - 2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p>	<p><u>は、当該銀行が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定（予備審査を含む）を申請した場合には、当該申請内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られているかを確認する。</u></p> <p><u>(3) 銀行が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p> <p><u>1 - 7 - 6</u> 銀行主要株主</p> <p>(略)</p> <p>4 . 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>4 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>4 - 5 - 1 (略)</p> <p>4 - 5 - 2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 1 - 7 - 5において、「銀行」とあるのは「信用金庫」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。</u></p>
	<p><u>(4) 信用金庫が信用金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。</u></p>
<p>5 . 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>	<p>5 . 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>
<p>5 - 3 一般的事項及び共通事項の準用</p>	<p>5 - 3 一般的事項及び共通事項の準用</p>
<p>5 - 3 - 1 (略)</p>	<p>5 - 3 - 1 (略)</p>
<p>5 - 3 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p>	<p>5 - 3 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p>
<p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>6 . 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>6 - 5 - 1 (略)</p> <p>6 - 5 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(3) 1 - 7 - 5において、「銀行」とあるのは「労働金庫」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。</u></p> <p><u>(4) 労働金庫が労働金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。</u></p> <p>6 . 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>6 - 5 - 1 (略)</p> <p>6 - 5 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 1 - 7 - 5において、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。</u></p> <p><u>(4) 信用協同組合が信用協同組合連合会に対し、組織再編成法にお</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>ける信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。</u></p>